

日本ロールシャッハ学会 倫理規程

(目的)

- 第1条 この規程は、日本ロールシャッハ学会（以下「本会」という。）会員が行うロールシャッハ法などの投映法を中心とする心理検査にかかわる倫理について、その適正を期することを目的とする。
- 第2条 本会は、会員が専門的業務に従事し、研究活動をするに当たって遵守すべき事項に関する倫理綱領を、別に定める。
- 第3条 本会に、前2条に係る事項を審議するために倫理委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(委員会の業務)

- 第4条 委員会は、第1条の目的及び倫理綱領の目的を達成するため、本会の会長（以下「会長」という。）の指示の下に次の業務を行う。
1. 本規程及び倫理綱領の改廃に関する審議
 2. 会員の倫理向上に向けての本学会理事会への提言
 3. 会長からの諮問に基づく倫理綱領違反に関する裁定案の答申
 4. その他、委員会が必要と認める業務

(委員会の構成)

- 第5条 委員会は、会長が指名し、理事会で承認された会員若干名をもって構成する。
- 2 委員長は、理事の中から会長が指名する。
 - 3 委員の任期は理事の任期と同じとする。

(委員会の運営)

- 第6条 委員長は、委員会を開催し、議長となる。
- 2 委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立するものとする。
 - 3 委員会は、出席委員の5分の4以上の賛成により決定を行う。
 - 4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員のうちからあらかじめ互選により指名された者が委員長の職務を代理し、又は委員長の職務を行う。

(委員会の調査)

- 第7条 委員会は、会長から審議を附託された案件について調査を開始する。
- 2 案件を取り上げる際に、申立人にその旨の通知を行う。
 - 3 案件調査が長期に亘る場合、申立人に適宜経過報告を行う。
 - 4 案件の当事者になった場合、委員はその職を離れなければならない。

(委員会の報告)

第8条 委員長は、会長から審議を附託された日から起算して、3ヶ月以内に審議の結果を会長に報告しなければならない。ただし、資料収集、事情聴取等の調査を要するものはこの限りではない。

2 第4条第3号に定める諮問については、委員長は、会長への報告に際し、その倫理綱領違反をした者に対してとるべき処分としての厳重注意、一定期間の会員資格の停止、会員資格の取消し、その他の裁定案を答申するものとする。

(裁定)

第9条 裁定は、本会理事会において理事の3分の2以上の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

2 裁定結果は、適切と思われる形で公表することができる。

(改廃手続)

第10条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、本会理事会において理事の3分の2以上の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

附則 この倫理規程は平成22年10月31日より施行する。